

○ 越谷市商店街活性化推進事業費補助金交付要綱

平成 19 年 3 月 30 日

告 示 第 1 2 4 号

改正 平成 21 年 3 月 27 日告示第 88 号

改正 平成 22 年 11 月 24 日告示第 346 号

改正 平成 28 年 4 月 1 日告示第 165 号

改正 平成 29 年 4 月 1 日告示第 161 号

改正 平成 29 年 9 月 27 日告示第 367 号

改正 令和 2 年 3 月 31 日告示第 146 号

越谷市商店街活性化推進事業費補助金交付要綱（平成 4 年告示第 97 号）の全部を改正する。

（趣旨）

第 1 条 市は、商店街の活性化を促進するための各種事業を実施する商店街団体等に対し、予算の範囲内で越谷市商店街活性化推進事業費補助金（以下「補助金」という。）を交付する。

2 前項の補助金の交付に関しては、越谷市補助金等の交付手続き等に関する規則（平成 8 年規則第 31 号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

（定義）

第 2 条 この要綱において「商店街団体等」とは、次に掲げるものをいう。

- ① 商店街振興組合法（昭和 37 年法律第 141 号）に基づき設立された商店街振興組合又は中小企業等協同組合法（昭和 24 年法律第 181 号）に基づき設立された事業協同組合で商店街を形成しているもの
- ② 一定の地域において商店等が集団形態をとり、共同事業等の事業活動を行う団体
- ③ 越谷商工会議所

(4) その他市長が認める団体

(補助事業等)

第3条 補助の対象となる事業（以下「補助事業」という。）、補助事業の内容、補助要件、補助率及び補助限度額は、別表に定めるとおりとする。

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、別表に定める補助率等により算出した額（1,000円未満切捨て）とする。ただし、補助事業を実施しようとする商店街団体等（以下「補助事業者」という。）が課税事業者（免税事業者及び簡易課税事業者を除く。以下同じ。）である場合は、補助対象経費に係る消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額（以下「消費税仕入控除税額等」という。）を除く。

2 補助対象経費の全部又は一部について、国、県等からの補助金等（埼玉県商店街振興関係補助事業（商店街環境施設整備事業に限る。以下この項及び次項において同じ。）により交付されることとなる補助金を除く。）の交付を受けている場合は、当該補助金等の額を補助対象経費から控除する。

3 埼玉県商店街振興関係補助事業の適用を受けた補助事業については、第1項の規定により算出した補助金の額に、埼玉県商店街振興関係補助事業により交付されることとなる補助金の額を加算して得た額を交付するものとする。

(事業実施計画書)

第5条 補助事業者は、越谷市商店街活性化推進事業費実施計画書（第1号様式。以下、「実施計画書」という。）を補助金の交付を受けようとする年度の前年度の11月1日までに市長に提出しなければならない。た

だし、市長が認める場合は、この限りでない。

- 2 補助事業者が課税事業者である場合は、前項の実施計画書を提出するに当たり、当該補助金に係る消費税仕入控除税額等を減額し、要望額を記載しなければならない。ただし、要望時において当該消費税仕入控除税額等が明らかでないものについては、この限りでない。

(補助金の内定)

第6条 市長は、前条の規定による実施計画書の提出があったときは、その内容を審査のうえ補助金の額を内定し、補助金の交付年度開始後速やかに、越谷市商店街活性化推進事業費補助金内定通知書（第2号様式）により当該補助事業者へ通知するものとする。

(申請書の様式等)

第7条 規則第5条第1項の申請書の様式は、第3号様式のとおりとし、提出期限は、補助金の交付を受けようとする年度の5月末日までとする。ただし、補助事業のうち、商店街街路灯等維持管理事業に係る申請書の提出期限は、当該年度の3月末日までとする。

- 2 補助事業者が課税事業者である場合は、前項の申請書を提出するに当たっては、当該補助金に係る消費税仕入控除税額等を減額して、申請額を記載しなければならない。ただし、申請時において当該消費税仕入控除税額等が明らかでないものについては、この限りでない。

- 3 規則第5条第2項の書類の添付は、要しない。

(交付決定通知書の様式)

第8条 規則第9条の規定による交付決定は、第4号様式により行うものとする。

(計画変更等の承認)

第9条 補助金の交付決定を受けた補助事業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに越谷市商店街活性化推進事業費補助金変更等承認申請書（第5号様式）に変更等に係る関係書類を添えて市長へ提出

し、その承認を受けなければならない。

- (1) 補助金の額を変更しようとするとき（次項第1号に掲げる場合を除く。）。
 - (2) 補助事業の内容を変更しようとするとき。
 - (3) 補助事業を中止し、又は廃止しようとするとき。
- 2 規則第8条第1項第1号に規定する市長が定める軽微な変更は、次に掲げるとおりとする。
- (1) 補助金の額の変更が、当該変更後の補助金の額と当該変更前の補助金の額との差額が当該変更前の補助金の額の20パーセント以内である場合又は入札を行った結果減額となる場合
 - (2) 経費の配分の変更が、経費使用の効率化に貢献するものであり、補助の目的の達成に何らの支障がない場合
 - (3) 内容の変更が、補助の目的に変更をもたらすものでなく、より効率的な補助の目的達成に資する場合
(変更等承認決定通知)

第10条 市長は、前条の規定による申請書の提出があった場合は、その内容を審査し、相当と認めるときは、越谷市商店街活性化推進事業費補助金変更等承認決定通知書（第6号様式）により当該補助事業者に通知するものとする。

(状況報告)

第11条 補助事業者は、市長の要求があったときは、補助事業の遂行状況について、当該要求に係る事項を書面で市長に報告しなければならない。

(報告書の様式等)

第12条 規則第15条の報告書の様式は、第7号様式のとおりとし、提出時期は、補助事業が完了した日から起算して30日以内とする。

2 補助事業者が課税事業者である場合は、前項の報告書を提出するに当

たつては、補助金に係る消費税仕入控除税額等を減額して報告しなければならない。ただし、報告時において当該消費税仕入控除税額等が明らかでないものについては、この限りでない。

(補助金額確定通知の様式)

第13条 規則第16条の規定による補助金額の確定の通知は、第8号様式により行うものとする。

(消費税仕入控除税額等の確定に伴う補助金の返還)

第14条 補助事業者が課税事業者である場合は、補助事業の完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税仕入控除税額等が確定した場合には、速やかに越谷市商店街活性化推進事業費補助金に係る消費税等相当額報告書(第9号様式)により市長に報告しなければならない。

2 前項の規定による報告をした補助事業者は、市長が定める期日までに、当該消費税仕入控除税額等に相当する補助金の金額の全部又は一部を返還しなければならない。

(補助金の交付等)

第15条 補助金の交付は、補助事業が完了した後において行うものとする。ただし、市長が補助事業の目的を達成するため特に必要があると認めるときは、事前に補助金の全部又は一部を交付することができるものとする。

2 規則第18条第2項の請求書の様式は、第10号様式のとおりとする。

(その他)

第16条 この要綱に定めるもののほか補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成19年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この告示による改正後の越谷市商店街活性化推進事業費補助金交付要綱（以下「新要綱」という。）の規定は、平成19年度分の越谷市商店街活性化推進事業費補助金から適用し、平成18年度分の越谷市商店街活性化推進事業費補助金については、なお従前の例による。

3 この告示の施行の日（以下「施行日」という。）前に提出された平成19年度分の越谷市商店街活性化推進事業費補助金に係る事業実施計画書は、新要綱の相当規定により提出された事業実施計画書とみなす。

（越谷市商店街シンボル策定事業費補助金交付要綱及び越谷市空き店舗等活用事業補助金交付要綱の廃止）

4 次に掲げる告示は、廃止する。

(1) 越谷市商店街シンボル策定事業費補助金交付要綱（平成10年告示第93号）

(2) 越谷市空き店舗等活用事業補助金交付要綱（平成14年告示第172号）

（廃止に伴う経過措置）

5 この告示の施行日前に前項の規定による廃止前の越谷市商店街シンボル策定事業費補助金交付要綱及び越谷市空き店舗等活用事業補助金交付要綱の規定により提出された平成19年度分の越谷市商店街シンボル策定事業費補助金及び越谷市空き店舗等活用事業補助金に係る事業実施計画書は、新要綱の相当規定により提出された事業実施計画書とみなす。

附 則（平成21年告示第88号）

この告示は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成22年告示第346号）

（施行期日）

1 この告示は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この告示の施行の際、現に交付決定がなされている平成22年度における商店街地域資源活用事業に係る補助金の補助限度額及び補助率については、なお従前の例による。

附 則（平成28年告示第165号）

この告示は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成29年告示第161号）

この告示は、平成29年4月1日から施行する。

附 則）平成29年告示第367号）

この告示は、平成30年4月1日から施行する。

附 則）令和 2年告示第146号）

この告示は、令和2年4月1日から施行する。

別表（第3条、第4条関係）

補助事業	補助事業の内容	補助要件	補助率	補助限度額
環境施設整備事業	<p>次に掲げる施設の設置又は改修</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 街路灯・アーチ (2) モニュメント・案内板 (3) カラー舗装 (4) 小公園・水のみ場 (5) 街路樹・花壇・噴水 (6) ベンチ・ごみ入れ等ストリートファニチャー類 (7) 放送施設 (8) 統一看板 (9) 治安維持施設 (10) その他市長が必要と認める施設 	<ul style="list-style-type: none"> 1 街路灯の設置間隔は、原則として 10m 以上を基準とする。 2 施設の改修要件は、照明器具等の全体又は支柱の取替え、補強、塗装等とする。 3 施設の修繕要件は、照明器具（電球交換等）又は市中の一部の欠陥を補うものとする。 	<p>設置の場合 1 / 3 以内</p> <p>改修の場合 1 / 3 以内</p> <p>修繕の場合 1 / 3 以内</p>	<p>設置の場合 2,000 万円</p> <p>改修の場合 300 万円</p> <p>修繕の場合 10 万円</p>
整備基盤事業	<p>次に掲げる施設の基本計画・実施計画の策定及び設置</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 駐車場・駐輪場施設 (2) ショッピングモール 	<ul style="list-style-type: none"> 1 その目的が主として買い物客の利便に供するためであること。 2 駐車場・駐輪場施設の補助要件 <ul style="list-style-type: none"> (1) 買い物客が利用するときは、その利用料金は無料とする。ただし、やむを得ない事情により有料にする場合は、当該施設の維持管理に必要な最低限の料金とする。 	1 / 3 以内	3,000 万円

	<p>(3) アーケード</p> <p>(4) その他市長が必要と認める施設</p>	<p>(2) 開設期間は、原則として通年とし、それぞれ月の20日以上開設するものとする。</p> <p>(3) 原則として使用開始の日から引き続き3年以上商店街団体等が管理するものであること。</p> <p>(4) 縁石線、柵その他これらに類する工作物により区画されていること。</p>		
	<p>次に掲げる施設の用地借上げ事業</p> <p>(1) 共同駐車場</p> <p>(2) 共同駐輪場</p>	<p>1 共同駐車場設置事業又は共同駐輪場設置事業の補助要件を満たしていること。</p> <p>2 原則として補助を開始した月から起算して36月までの期間を補助期間とする。</p>	<p>用地借上料（施設に必要な土地の借り上げに要する直接的経費（不動産業者等の仲介料及び借上げに伴う間接的経費を除く。）をいう。）又は既存の駐車場借上料の1/3以内</p>	<p>市長が定める額</p>
街路灯等維持管理事業	街路灯、防犯カメラ等の維持管理を行う事業	<p>1 街路灯を明るくし、街区の安全に役立つと認められること。</p> <p>2 適切な維持管理が常に行われていること。</p> <p>3 商店街共同施設として設置された街路灯又は治安維持施設等であること。</p> <p>4 当該団体において電気料等を負担していること。</p>	1/2以内	100万円（ただし、電気料及び治安維持施設等の維持管理に要する経費を除くものにあつては、市長が別に定める額）
運営改善事業	計画的に実施する計画策定、調査、研修会等の事業	商店街推進計画の策定、商店街診断、商店経営意識調査、小売商業調査、消費動向調査、講習会及び研修会の開催、専門家の派遣（謝金、交通費等）その他市長が認める事業を行うものであること。	1/3以内	100万円

販売促進事業	商店街の活性化及び個店の販売を促進するために、計画的に実施するイベント等の事業	共同売出し、イベント、共同宣伝、共同装飾等の実施、サービス券、スタンプ、商品券等の発行、情報発信その他市長が認める事業であること。	1 / 2 以内（3年目以降は1 / 3以内）	100 万円
法人組織化事業	事業協同組合の設立のための事業	事業費の総額が5万円以上であること。	1 / 2 以内	10 万円
地域連携促進事業	商店街の活性化及び個店の販売を促進するために、個店、団体等が連携し計画的に実施するイベント等の事業	地域で活動する個店や団体等との連携による取組みに関する事業であること。	1 / 2 以内 （3年目以降は1 / 3以内）	100 万円
地域拠点運営事業	空き店舗等をチャレンジショップ、創業支援室、農産物直売所、子育てひろば等のための営業用に活用する営業活用事業	営業活用事業及び空き地を駐車場、駐輪場等として活用する事業の賃料（敷金及び礼金を除く。以下同じ。）及び土地賃料に対する補助については、当該補助を開始した月から起算して36月までの期間を補助期間とする。	店舗改装 1 / 2 以内	店舗改装 100 万円
	空き店舗等をギャラリー、観光案内所、民間交番等のための非営業用に活用する非営業活用事業		賃料及び土地賃料 3 / 5 以内	賃料及び土地賃料 192 万円
			事業費 1 / 2 以内	事業費 10 万円
			店舗改装 1 / 2 以内	店舗改装 100 万円
			賃料及び土地賃料 3 / 5 以内	賃料及び土地賃料 192 万円
			事業費 1 / 2 以内	事業費 150 万円 （2年目は100万円、3年目以降は50万円）

	空き地を駐車場、駐輪場等として活用する事業		土地賃料 1 / 2 以内	120 万円
その他市長が認める事業	市長が補助の対象として 適当と認める事業	市長が必要と認める要件	1 / 3 以内	100 万円

備考

- 1 運営改善事業の実施主体は、商店街団体、商店街団体等の連合体、商業者グループとする。
- 2 地域連携促進事業の実施主体は、商店街団体等の連合体、商業者グループとする。